

森 整 第 498 号
令和 3 年 1 月 22 日

一般社団法人静岡県建設業協会 会長 様

静岡県経済産業部長

令和 3 年静岡県山火事予防運動の実施について

日ごろから、山火事予防に御配意をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年静岡県山火事予防運動について、最危険期である 2 月 1 日から 3 月 31 日までを運動期間とし、特に 3 月 1 日から 3 月 7 日までの 7 日間を重点活動期間として、別添「静岡県山火事予防運動実施要領」により実施します。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、より効果的な運動を展開するために一層の御配慮と御協力をお願い申し上げます。

担 当 経済産業部森林・林業局
森林整備課造林班
電話番号 054-221-2670

(令和3年)

静岡県山火事予防運動実施要領

1 目的

この運動は、広く県民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 期間

令和3年2月1日から3月31日までを運動期間とし、特に3月1日から3月7日までを重点活動期間とする。

3 統一標語

「あなたです 森を火事から 守るのは」

4 推進目標

- (1) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、喫煙、たき火をしないこと
- (2) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- (3) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- (4) 火入れを行う際は、許可を必ず受けること
- (5) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- (6) 火遊びはしないこと

5 実施事項

ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。また、効果的に幅広く県民運動として展開するため、市町、関係機関等に協力を依頼し、重点活動期間を中心に次の事項を実施する。

(1) 啓発推進

- ア 有線放送、広報車等による呼びかけ
- イ ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による周知
- ウ 危険地点におけるのぼり旗、ステッカー等による注意喚起
- エ 県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施
- オ 消火訓練等の実施

(2) 機器等の設置、点検整備

- ア 看板、懸垂幕等の設置及び点検
- イ 初期消火配備機材の点検整備

(3) 農林事務所、市町、協力団体等との連絡、調整

(4) 林野火災連絡体制の強化

2 林整研第186号

令和3年1月19日

静岡県知事 殿

林 野 庁 長 官

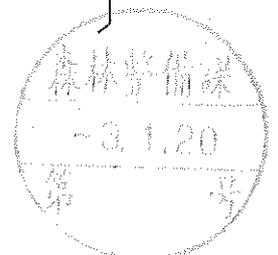
令和3年全国山火事予防運動の実施について

全国山火事予防運動については、春季全国火災予防運動の一環として、毎年の山火事発生危険期に実施していますが、令和3年においても、別紙「令和3年全国山火事予防運動実施要綱」により実施することとしましたので、貴管下の林務関係機関、市町村及び関係団体等に対し、本運動の周知徹底を図られるとともに、この運動が効果的に展開されますよう特段の御配慮をお願いします。

担当：林野庁 森林整備部 研究指導課

森林保護対策室 保護企画班

tel：03-3502-1063



令和3年全国山火事予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 主唱

林野庁、消防庁

3 統一標語

「あなたです 森を火事から 守るのは」

4 統一実施期間

令和3年3月1日から3月7日まで（消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間）

なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該期間以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることも考えられる。

5 山火事予防に効果的と考えられる実施項目

(1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。

ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

エ 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること

オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

カ 火遊びはしないこと、また、させないこと

(2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。

(3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努める。

(4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者等と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検・管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。

(5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性（婦人）防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。